

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第三編 労働組合対策

第二章 ストライキ規制法

本年の労働政策のうち、炭鉱および電気産業労働者の争議権を大幅に制限するいわゆるストライキ規制法は「合理化」とならんで中心的なものであった。この両者がいかにかたく結びついているかは、ストライキ規制法が公布施行されるや直ちに三井・三菱・住友等の大手筋炭鉱で七万名におよぶ首切りを通告、紡績・鉄鋼・硫安産業等でも首切りを内容とする「合理化」が強行されたことで明かであった。これは労働者階級の先頭をきっている炭鉱および電気産業労働者の権利をうばい、全労働者に攻撃を加えることを意味していた。国会における政府側の答弁は、「公共の福祉」による制限であって違憲ではないとする主張をほとんど出るところがなかった。

本年はじめから法案成立までの経過をたどると次のとおりである。

- 一月二七日 戸塚労相「ストライキ規制法案」作成中と報告、閣議了解。
- 二月一〇日 閣議、法案要綱決定。
- 二月一四・一六日 東京、大阪で公聴会(労働省主催)。
- 二月二〇日 閣議、最終案決定。
- 二月二一日 第一五国会提出。
- 二月二六日 衆議院本会議上程。
- 二月二七日 同労働委員会審議開始。
- 三月四・六日 同現地調査。
- 三月七日 同院内公聴会。
- 三月一〇日 同委員会で修正可決(改進黨提案—臨時立法とする)。
- 三月一三日 本会議で委員会どおり可決。即日参議院に送付。
- 三月一四日 参議院労働委員会現地調査開始。同日夕刻、衆議院解散のため審議未了となる。
- 六月一四日 政府、第一五国会衆議院可決案と同じものを第一六国会に提出。
- 七月五・六日 衆議院公聴会。
- 七月一一日 同労働委員会で可決、本会議でも可決、参議院送付。
- 七月一八・二一日 参議院、北海道、福島、福岡の現地調査。
- 七月二三・二四日 同公聴会。  
(会期延長)
- 八月四日 同本会議で中間報告。
- 八月五日 同可決、成立。
- 八月七日 法律第一七一号として公布、即日施行。

この法案に対する労働者階級の反撃はきわめてはげしかったが(本年鑑第二部参照)、国会においても野党の攻勢はすさまじく、政府をもう一步のところまでおいつめた。第一六国会では、再度にわたる会期延長と、委員会で審議中の法案を強引に本会議に上程するという、国会法をたてにとつてはいえ前例のない政府与党のやり方によって、かろうじて成立せしめることができたのであった。

まず一月二七日、戸塚労相は閣議で、「公益事業あるいは基幹産業」のストライキ規制について具体案を作成中であると報告、閣議の賛成をえた。労働省で検討中の点は次のようなものであったとえられた。

一、現行法では公益事業として電気、ガス、運輸、通信、医療などが挙げられているが、さら

に例えば石炭など政府が指定する特定の基幹産業についても公益事業と同じ扱いをすることとし、これらの産業について職権調停の途を開く。

一、現行法では公益事業は争議行為の一〇日前までに予告の義務が課せられているが、これは争議調整上、実効を挙げていないので、さらに、この期間を延長し、この間に労働委員会が強制的調整を行うこととする。

一、現行法では工場事業場の安全保持を妨げる争議行為は禁止されているが、これをさらに明確化し、炭労が指令した保安放棄闘争や停電ストのような争議行為の不法性を規定する。

一、緊急調整を発動するためには「国民生活に重大な危害を与えるおそれが現実に存する場合」という条件が付せられているがこれを緩和する。

一、中労委会長が労使双方に仲裁申請の勧告が出来ることとし、公益事業と特定基礎産業には労使を最終的に拘束する仲裁裁定を決定できることとする。

政府は二月一〇日の閣議で「公共的性格」をもつ産業におけるストライキを規制する法案要綱を次のように決定、公聴会にかけたうえ国会に提出することになった。

一、この法律は電気事業(一般の需要に応じ電気を供給する事業、またはこれに電気を供給することを目的とする事業)および石炭鉱業の特殊性ならびに国民経済、国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものである。

二、電気事業の事業主または電気事業に従事するものは電気の正常な供給を停止する行為その他、電気の正常な供給に直接に障害を与える行為をしてはならない。

三、石炭鉱業の事業主または石炭鉱業に従事するものは鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する保安の業務の正常な運営を阻害する行為であって、石炭資源の喪失もしくは重大な損壊または重要な坑内施設の荒廃を生ずるもの、その他不当な行為をしてはならない。

付則 この法律は公布の日から施行する。

総評は「スト制限法案に対する声明書」を発表し春季闘争を決定したが、二月一日緒方官房長官は記者会見で既定方針は変えないと次のように語った。

総評のスト制限反対決定に対し右派系の人達の中でも左派に利用されないように今国会の提出は見合わせるべきだと非公式にいつてくる人もあるが、昨年末の電産、石炭ストの経過にてらし、消費者の立場から何の措置もしないわけにはいかない。政府としては、いろいろの反対はあろうが、それにはなるべくかかわらずに既定方針通りでいく。

国会での提案理由をみると、二月二五日の参議院本会議でおこなわれた戸塚国务大臣の趣旨説明は次のとおりであった。

昨冬行われました電気事業及び石炭鉱業の両ストライキは、幸いにして最後の段階におきまして收拾されましたが、この二つのストライキが、国民経済、国民生活に与えた脅威と損害とは、実に甚大なものがあつたのであります。労使関係の事項につきましては、法を以てこれを抑制規律するよりは、労使の良識と健全な慣行の成熟に待つことが望ましいことは言うまでもないことではありますが、政府としても、基本原則のみを固執し、徒らに手を拱いて、当面の緊急の問題に対して対策を怠ることは許されないのであります。かかる見地よりいたしまして、電気事業及び石炭鉱業の特殊性及び重要性並びに労使関係の現状に鑑みまして、争議権と公益の調和を図り、以て公共の福祉を擁護するために、両産業における争議行為の方法について必要な規制をなす必要があるのであります。公共的性質を有する産業は、ひとり電気事業及び石炭鉱業に限るものでないことは申すまでもないところでありますが、種々検討の結果、今回はいわゆる基礎産業中最も基幹的な重要産業であり而も昨年問題となつた電気事業及び石炭鉱業につきまして規定いたすこととした次第であります。

以上の見地より今回本法案を提出いたしましたのでありますが、本法律案の作成に先立って、二月一四日、一六日の両日、東京、大阪及び福岡におきまして公聴会を開催し労働者、使用者、学識経験者の意見は勿論、電気事業及び石炭鉱業の公共性に鑑みまして、特に一般消費者の意見も聴き、検討の結果、成案を得まして、今回提案の運びに至った次第であります。

以下本法律案の大要について御説明申し上げます。  
本法案は三カ条から成るものであります。

まず第一条におきましては、以上申上げたごとく、電気事業及び石炭鉱業の特殊性及び重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため争議行為の方法について必要の措置を定めるという本法案の趣旨を謳ったものであります。

次に第二条につきましては、電気事業について、いわゆる停電スト、電源ストその他電気の正常な供給の停止乃至直接の障害を生ぜしめる争議行為の方法は禁ぜられるものであることを明かにいたしましたのであります。スイッチ・オフ等の行為は従来とも政府として正当ならざるものと考えたのであります。更に、これと同様の結果を生ずる行為であって、去年の経験にも鑑み、社会通念上、非とされるものについても、この際これを明確にし、正当ならざる行為の範囲を明かにしたものであります。けだし、停電スト、電源スト等は、これに携わる人員は、全電気産業労働者中少数に過ぎないと同時に、労働者の失う賃金及び使用者のこうむる損害は、これによって需要者が不可避免的にこうむる物質的・精神的損失に比較いたしますと、極めて僅かなものであります。この点、他の争議行為の方法と全くその類を異にし、電気事業の公共性に矛盾すること甚だしき争議方法といわなければならないのであります。よって本条は、かかる争議手段が行い得ざるものなることを明かにしたものであります。

次に第三条につきましては、石炭鉱業について、鉱山保安法に規定しております保安業務の正常な運営を停廃する行為でありまして、溢水、落盤、自然爆火、有害ガス充満等を来たして、人命に危害を及ぼしたり、石炭資源を滅失し、乃至炭鉱の破壊を招いたり、第三者に鉱害を与えるごとき保安放棄の行為は、争議行為として正当性を逸脱するものであることを規定いたしましたのであります。このことは去年の炭労ストに対する政府声明におきましても明かにいたしましたところであり、極めて明白の事柄であります。此の際、特にこの旨を明文を以て明かにしたものであります。

以上、本法律案の提案理由と大体の構成を御説明申し上げたのでありますが、本法律案は決して不当に労働者の権利を抑圧いたすものではなく、電気事業及び石炭鉱業の特殊性、並びに国民経済及び国民生活に対する重要性に基く両産業における争議行為の方法の制約を明かにし、公共の福祉を擁護せんといいたすものであります。

第一五国会での政府答弁は同じことのくりかえしであったが、一例として二月二六日の参議院本会議をとってみよう。政府側は、原虎一(右社)、早川慎一(緑風会)、吉田法晴(左社)、らの質問に答えそれぞれ次のように述べている。

(緒方官房長官)一、政府としては国家経済安定の見地から争議権と公益の調和をはかる必要措置を講ずることになり、また終戦後争議行為の行きすぎが往々にしてあったのは遺憾で、その是正の必要があり、こんどの法案提出となった。

一、政府は憲法の条章を忠実に守っており、破防法も国会で慎重審議のうえ成立したものを誠実に施行したままで憲法違反だとか独裁とかの非難は全く当らない。

(戸塚労相)一、停電ストが資本家に打撃を与えるというが、資本家よりも一般国民に打撃を与えるものと思う。また今度の法案が電気事業の労働者を抑圧するものでないことを重ねて申上げる。

一、この法案は労働者の基本的権利をはく奪するものとは考えない。石炭、電気産業労働者としては外にも適当な争議手段があるので、これによって労使の均衡が破れるとは考えない。

一、この立法は昨年のがい経験と国民の世論にしたがったもので、だれに頼まれたものでもない。(「ウソだ。自由党は石炭業者から政治献金をもらっているぞ」のヤジ)  
炭鉱保安については鉱山保安の規定に基く保安官署の命令によって判然とする問題だが、実際には労使双方の話合いによることが望ましい。

一、昨年の炭労ストの被害は悲惨なものがあつたと聞く。この法案はこれらの経験にかんがみいぢるしく公益を害し、明らかに争議権の目的を逸脱するものについて規制せんとするものである。

一、このような制限規定はなるべく最小限に止めるべきで、労使双方の良識と理性とによって自主的に解決させたい。

(犬養法相)一、電気事業、石炭鉱業の公共性にかんがみ争議権と公益との調和が必要である。したがって憲法第二十八条の団結権団体交渉権の反面、同十二条の「公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」との規定もあり、この法案は決して憲法違反ではない。

(小笠原通産相)一、労働者の人格を尊重するため労働省とも協力して主要産業の各企業に対して種々適切な指導を行っている

一、保安局長の通達は人命の保護などのための保安命令の発動によるものだが、とくに事前に本省に打合せさせて慎重を期した。これらの点は今まで解釈上違法とされていたものを解釈の余地のないよう明文化しただけで、世論にかんがみ当然の措置である。

この法案に対して労働者、野党が反対したのは当然として、中立的立場を代表するといわれる朝日新聞なども政府のやり方に同調してはいなかった。

二月一〇日の朝日新聞は「スト制限を行う前に」という社説をかかげ、昨年末電産・炭労のとつた争議手段に疑問をむけ「労組の行き過ぎ」を云々したが、しかもこのストライキ規制法には賛成していない。法律で禁止する前にあらかじめ検討すべき点があるとして、次のように主張したのである。

第一にストライキをふくむ勤労者の団体行動権は、憲法で保証された権利である。この権利が認められているからこそ、労使が対等の立場で問題を処理できると見てよい。いかなる形にせよ、これを一方的に制限、禁止するのは、明らかに労使対等の均衡を破ることになる。もっとも、労組自身が、その立場から、電源・停電ストは、いろいろな争議戦術のうちでも七、八割の比重を占める有効な手段であるから、この手段を封ぜられることは天びんが使用者側に一方的に有利に傾くと見るのは、形式論といわざるを得まい。電源ストや停電ストが無制限にふりまわされてよいものでないことは、昨年の経験が如実に語っているのである。しかし、それを法的に制限するということはまた別であつて、それは政府のというような小幅の制限ではなく、制限としてはかなり大幅のものであることは確である。

もしそうだとすれば、そしてなおかつ、かかる制限を公共の福祉をまもるために法的に規定することをやむを得ないとするならば、その前に労働組合に対して、その自覚と責任による自制が本格的に求められ、政府との間に本格的に話合いが進めらるべきではあるまいか。

第二に、労組のかような争議行為が好ましくないものであり、公共の福祉のためにその濫用を防がねばならないとするならば、問題を一步前にもどして、平常から労使相互の関係の調整をはかって、争議がおこるのを極力避けると共に、かりに争議が起っても、力と力との無制限な対決ではなく、合理的に調整解決にみちびく方法は、果して求められないことであろうか。この点こそ、昨年末の争議をとおして、中労委、政府、良識ある国民の痛切に考えさせられたところである。電源ストは第三者の被害が大きいため一切禁止せよと、簡単に権力依存の解決に走る前に、争議行動に訴えないでも問題を処理できるように、電気事業の労使関係をどうして合理化し調整するかをも考うべきであって、その根本の問題を抜きにして、法律による安易なスト制限にのみ走るのでは、問題を根本的に解決し得ないばかりか、むしろ内攻せしめるであろう。電気事業が公共の福祉に関係する独占事業であるだけに、政府はその点の対策をまず明らかにしてかかることが、先決問題ではなからうか。小笠原通産相は、現在の経営協議会を善導すればよいと予算委員会で答弁しているが、電気産業の場合、はたしてそれだけで十分であろうか。

また中山中労委会長も三月九日大阪で、ストライキ規制法は行きすぎであると次のように語っている。

スト規制法案はある程度一般国民の気持を現わしていると思うが、一部産業を全面的に禁止するような今度の方法には賛成できない。電気事業法とか石炭鉱業法などの特殊な法規で部分的スト行為を禁止するならば話は別だが、全面的禁止は明かに行過ぎである。こんな例は諸外国にもない。将来双方の主張が強くてどうにも動きがとれないなら仲裁にもってゆくべきだ。しかしその前に労働委員会の能力をさらに充実させることが大切で、人員を強化し予算をふやすことをわれわれは常に要求している。労働者の基本権を侵害せずに解決する方法は仲裁制度以外にはないと思う。

この法案は第一五国会解散のため、参議院で審議未了となったが、公布の日から施行するという原案附則を、衆議院労働委員会、本会議ともに、改進黨提案の次のような修正案どおり可決していた。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律施行の日から起算して三年経過したときはその経過後二十日以内に、もしその経過した日から起算して二十日を経過した日に、国会閉会中の場合は国会召集後十日以内にこの法律を存続させるかどうかについて国会の議決を求めなければならない。この場合において、この法律を存続させない旨の議決があったとき、又は当該国会の会期中にこの法律を存続させる旨の議決がなかったときは、その日の経過した日からこの法律は、その効力を失う。

3 前項の規定によりこの法律がその効力を失ったときは、政府は、速やかにその旨を公示しなければならない。

そして第一六国会にはこの衆議院で可決された修正案どおりの案が政府案として再び提出された。

左派社会党では政府のストライキ規制法案に対抗するため六月一三日の国会対策委員会で公共企業体職員のストライキ権回復を中心とする「公共企業体労働関係法の改正案」を国会に提出する方針をきめた。その要旨は次のとおりである。

一、公共企業体等において予算上、不可能な資金の支出を内容とする協定が締結されたときは政府は、その締結後一〇日以内に当該協定を履行するために必要な予算を国会に提出しなければならない。

一、労働省に、公共企業体等を代表する者、職員を代表する者及び公益を代表する者おのおの同数をもって組織する公共企業体等労働委員会を置く。  
一、工場、事業場における安全保持の施設の正常な維持または運行を停廃し、またこれを妨げる行為は、争議行為としてもこれを行うことができない。

一、公共企業体等、またはその組合が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少くとも一〇日前までに労働委員会及び主務大臣にその旨を通知しなければならない。

第一六国会における政府側答弁も前国会と大差はなかったが、たとえば六月二四日、衆議院労働委員会で細迫兼光(左社)、熊本虎三(右社)、中村梅吉(分自)らの質問に対して答えた政府側の見解は次のとおりであった。

(緒方国務相)スト規制法案は昨年 of 電産、炭労の両争議の苦い経験にかんがみ、国民一般の世論にこたえ不当な争議を制限するもので、外国資本に重要産業を売渡すための措置ではない。

一、社会党提出の公労法改正案は公共企業体の職員に争議を認めることを骨子とするものだから政府は賛成できぬ。

一、緊急調整制度とスト規制法案とはその主旨、目的を異にしている。

(小坂労相)一、争議行為が公共の福祉を侵害するときは必要な限界を設け公共の福祉を擁護することは憲法上当然のことだ。

一、今回のスト規制法案を他の産業に及ぼすことは全く考えていない。

一、スト規制法によってスト権を弾圧する意図は全く持っていない。

一、本法は社会通念上不当と認められる争議の方法の範囲を明らかにするもので、鉱山保安法や公益事業令、労調法等で禁止される行為はここまでであることを明らかにしたものだ。

一、本法は労調法や鉱山保安法で禁止されている範囲を拡大するものではないから新たに罰則を設ける必要はない。

しかし、この法案への反対意見はますますつよく、参議院労働委員会が七月五日開いた公聴会でも、一橋大学教授吾妻光俊、東京大学教授石井照久、和歌山大学教授後藤清の三氏は次のように反対した。

(吾妻光俊)争議行為に対して、せつかに正当か否かのワクをはめることについては疑問をもつ。争議が違法であるかどうかを形式的な法律のワクで解決することは必要以上に拡大適用されたりまた類推適用される危険があるからだ。むしろ具体的な事実に応じて判例を積重ねることによってよい労働慣行を作ってゆくべきである。

(石井照久)労働基本権が「公共の福祉」から制限されるという理論には疑問をもつ。憲法第十二、十三条にいう「公共の福祉」が精神的規定であることは東大憲法学会の定説であり、ばく然とした「公共の福祉」を理由に争議権を制限しようという考え方は旧憲法の思想と同じといわざるを得ぬ。電産の場合争議の威力を禁ぜられた団体交渉は明かに会社側に一方的利益を与えることになるが、会社側には公益事業としての社会的規制が行われず自由経済的に比較的放任されたままになっているのは適当でない。世界的にいつて停電ストという例が割合に少いのはそれが法律によって禁じられているのではなく、他の理由によるものであることを知るべきである。

炭労の場合、職場復帰を不可能にするような保安要員の引揚は争議行為としても違法だと思うが、かといって一律に法律化して禁止することは弊害がある。

また鉱山資源の破壊を禁止するためなら、資源荒廃に対する会社側の責任も同程度に規制しなければ片手落ちである。また昨年の炭労ストが公共の福祉を犯したとするなら、それはストが長期化したためであって、保安要員引揚げによるものではない。ストの長期化に対する対策を考えないで保安要員引揚げを禁止するこの法案はヤブニラミといわざるを得ぬ。

(後藤清)公共の福祉との調和をはかるということで争議行為を縛るならば、底の浅い日本経済では長期ストが国民生活に不便を与えることは起り勝ちだから、次々と立法措置を講ずることにより、憲法で保障された労働基本権は崩されてゆくことになる。

また公共の福祉には労働者の福祉も含まれており、労働者の生存権を無視して公共の福祉はない。しかし他の社会人のためにストを制限することはあり得るので、その場合には厳重な前提条件のもとにのみなさるべきだ。この点でスト規制法案は軽々しく扱われているように思う。

また、こうした方法はほかに何らの手段がないという場合の、いわば最後の手段であるべきだ。昨年の電産、炭労ストで緊急調整が功を奏しなかったといっても、その原因の究明は行われていない。またほかに強制仲裁の方法もあるのではないか。

他方、労働組合の反対運動もはげしさを加えたが、労働省では七月七日ストライキ規制法案反対ストライキにつき次のような通牒を発して(七・七労発第一五〇号、労政局長発各都道府県知事あて)対抗した。

(いわゆる「スト規制法案反対ストライキ」について)

最近総評傘下の炭労、その他の労働組合が目下今国会において審議中の「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」案に反対することを目的としてストライキを行うべきことを決定しているが、国会における立法に反対するかかるストライキは、憲法第二十八条に保障される団体行動権の範囲を逸脱した行為であって、労働法上の不当労働行為、刑事上民事上の免責等に関する保護は与えられない。

従ってかかるストライキが労働組合によって現実に行われる場合には労使双方にとって無益の損失をもたらすのみならず、労働組合の健全な発達上好ましからざる結果を生ずる虞があるので、労働省としては七月七日「いわゆるスト規制法案反対ストライキに関する労働大臣談話」を発表した次第であるが、貴管下においてもこの旨を関係者に周知徹底せしめて過ちなきを期せしめるよう特段の御配慮を煩わしたく命により通知する。

なお、右談話の写を参考のため添付する。  
いわゆる「スト規制法案反対ストライキ」に関する労働大臣談話

日本労働組合総評議会においては、目下今国会において審議中の「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」案に反対するためストライキを行うべきことを決定したと聞いているが、国会における立法に反対するかかるストライキは、憲法第二十八条に保障される団体行動権の範囲を逸脱した行為であって、かかるストライキは労働法上の不当労働行為、刑事民事上の免責等に関する保護は受けられないといわざるを得ない。

かかるストライキを現実に行った場合、労使にとって無益の損失を与えるのみならず労働組合の健全な発達上好ましからざる結果を生ずることとなる。

この故に労働省としてはこの度の総評の決定に対して重大な関心を持たざるを得ないのである。

労働組合の組合員及び指導者諸君においては、万一にもかかる不当なストライキを行うことのないよう十分に自重されんことをここに切望し、強く注意を喚起する次第である。

この警告につき七月八日参議院本会議で重盛寿治議員は緊急質問をおこなったが、それに対し小坂労相は次のように答えた。

政府はスト規制法案を提出し、更に昨日私が総評幹部に対してストライキに対する警告を発したが、これはいずれも労使関係に不当に介入し、労働者を弾圧するものであるという御所見でありましたが(「その通り」と呼ぶ者あり)これに対して私の見解をお答え申し上げます(「潜越だよ」と呼ぶ者あり)いわゆるスト規制法案は、たびたび申し上げております通り、昨年の二大争議の苦い経験に鑑みまして、争議行為の方法のうち、従来とも社会通念上不当又は妥当ならざるものとしてきたものについて、この際その範囲を明確にして、以て公共の福祉と争議権との調和を図ろうとするものでありまして、昨日の私の談話は、いわゆる政治ストライキは憲法第二十八条に保障された団体行動権の範囲を逸脱するものであるという当然のことを明かにいたしまして、注意を喚起した次第であります。(拍手)何ら労使関係にも不当に介入したり労働者を弾圧するものではない、こういうことを御了解願いたいと思います。(拍手)

そして前記のとおり、政府与党の強引なやり方により、同法案はついに八月五日成立したのである。共産党須藤五郎議員が八月五日参議院本会議でおこなった反対討論の要旨は次のとおりであった。

MSA軍事援助法の条文中には国際自由労連と同様な労働組合を「自由」という名のもとに保護育成し、日本の労働運動を抑圧し、これに干渉することが明記されている。スト規制法案のねらうものはこのMSAの受入れであり、炭労、電産のみならず全労働者のスト権をうばうことである。

この法案は「公共の福祉」という美名にかくれて労働者の基本的権利をうばいアメリカ帝国主義者に最大限の利潤をたてまつり一部の特権階級がおこぼれを頂戴しようとするものである。電力についてみれば現在最大発電量は戦前の二割も上まっているのに湯水を口実に市民と中小企業に停電をおしつけ、アメリカ軍と大軍需工場には無制限に電気を流している。本法案にいう「電気の正常な供給」とはまさにこの意味なのである。石炭にしても国内でトン二〇ドルのものが米軍と朝鮮戦線には一六ドルでどんどんはこばれ、あまつさえ、その代金は先日衆議院で大問題になったごとく、とれないばかりか満足に交渉さえされていない。去年の炭労ストのとき危険にひんしたのは戦争を遂行せんとしたアメリカの野望ではなかったか(そうだ、の声)政府は今回の大水害で危険にひんした中小炭鉱を一部の独占資本の利益のために見殺しにし、労働者を首切らせている。また去年一二月、高松炭鉱でスト中の労働者を武力で追い出したごとく「保安」を理由に、この法案をタテとして保安隊や米軍まで弾圧にくり出そうとしている。

しかし日鋼赤羽や全国の基地労働者諸君の闘争にみられるように、日本の労働者は祖国の独立と生活権をまもるためには何ものをも恐れはしない。電産、炭労の諸君もやがてこの法案をけとばしてたちあがるだろう。国会はアメリカに反抗して日中貿易促進を決議したが、日中貿易の禁止はじめすべての植民地的抑圧にたいする労働者階級の抵抗こそ日本民族解放の推進力である。

なお、小坂労相はストライキ規制法の成立、公布にあたり、八月六日次のような談話を発表した。

政府は、本国会に電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法を規制する法律案を提出し、衆参両院において慎重審議を願っていたが、昨日の参議院本会議で可決され、ここに無事成立を見た。政府は八月七日にこれを公布、即日施行の予定である。

本法は、屢々説明した如く、昨年の電産、炭労ストの苦い経験に鑑み、国民の間から



澎湃として湧き起った世論を背景とし公共の福祉と争議権の調和を図る必要に迫られたからであり、これが規制の対象となった争議行為は停電ストあるいは炭坑の保安要員の引揚げのごとき何れも従来違法なもの、あるいは社会通念上不当と考えられてきたものであって、争議権の行為の名の下にかかる争議行為を行うことは許されるべきでないことを明らかにしたものに他ならない。

国会の審議の過程において、本法案は違憲であり、労働者の基本権を侵害するものであるとの議論があったが、憲法第二十八条は憲法第十二条、第十三条を前提とした規定であり、公共の福祉の見地からの制約を受けることは当然であって、しかも一部にはかかる争議行為がいまなお適法、且つ、正当なものであるとの考えを堅持しているものがある以上、かくては公共の福祉が侵害される現実の虞が依然として存在すると認めざるを得なかったのである。従って政府はこのような規制を他産業に対して及ぼす如き考えは持っていないのであって本法も三カ年の臨時立法とし、この間において労使双方の良識に基く健全な慣行の確立を期待する次第である。

このような政府の考え方が、本国会の審議を通じて国会の大多数に承認され、支持されるに至ったことは欣快に耐えないところであるが、もとより、労使関係を安定し、公正な労働関係を維持するためには、労使双方が労使間の問題を自主的に責任を以て解決するという原則が望ましいのであって、政府としては労使双方が公共の福祉を尊重し、国民の世論に対する良識を以て問題の解決を図る良き慣行の確立を期待する考え方に変わりはない。

国民諸君特に関係労使各位は、政府の真に意のあるところを諒とせられ、その職分の自覚と相互の理解の上に立って公共の福祉を擁護し、産業平和を確立し、わが国経済発展のために今後協力されることを望んでやまない。

ストライキ規制法とならんで、この年も他の形で争議権の抑圧がおこなわれたが、二、三の例をあげよう。

(一)国鉄当局は七月一四日、昨年末国鉄労組がおこなった一せい休暇を理由として、大和委員長、相沢副委員長、太田書記長の三役に解雇を通告、同時に次のような声明を発表した。

国鉄労組が昨年行った一せい休暇などの行為が公労法十七条に禁止されている争議行為に該当することは明らかであり、これらの行為を指令した組合役員、当局の業務命令に反した行動を執った職員は総て同法十八条による処分を免れ得ない。しかし責任者の処分に関する衆議院労働委員会の要望もあり、また問題の性質上紛争が長期にわたらなければならなかった事情その他を考慮して、今回に限りこれらの行為を計画し指令実行の督励に当たった組合の最高幹部についてのみ責任を追及するに止めたものである。

(二)労働省では、生活危機突破資金およびお盆手当の支給を要求して電産九州地方本部が七月二九日以降電源スト停電ストを含む争議をおこなうと九州電力会社に通告したことに対し、二七日労政局長から同本部に次のような警告を発した。

電源スト、停電ストその他電気の正常な供給の停廃を生ぜしめる争議行為は社会通念上許されないものであるから自重せられるよう注意を喚起する。

(三)休暇戦術に警告 小坂労相は一二月二日官労公、公労協の越年闘争で三割賜暇戦術が実施されたことに対し、次のような警告を発した。

公労組は休暇戦術などの実行を確保するためピケラインを行っているが休暇戦術などの争議行為は公務員法または公労法の禁ずるところである。このような争議行為に職員を参

加させ暴力的段階に至った場合はもちろん、たとえ平和的な説得程度であっても違法行為であることは明かである。

(四)文部省では日教組が義務教育学校職員法案に反対して三月一二日一日休暇をとるよう指令したことに對し、一〇日全国都道府県の教育委員会にあて次のような指示を与えた。

日教組の実力行使が伝えられているが、それらの行為は地方公務員法三十七条で禁止してある争議行為等に該当するおそれがあるばかりでなく、教職員がその勤務を怠ったものとして世人の不信を招くようなことの起るのも憂慮される。教職員の勤務は常に厳正に行われ、いやしくも法に違反したりすることがあってはならない。

(注)地方公務員法三十七条とは「職員は地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をしまたは地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また何人もこのような違法行為を企てまたはその遂行を共謀しそそのかしてはならぬ」

(五)四月八日最高裁判所では、四八年八月国鉄弘前機関区で政令二〇一号に反対しておこなわれた職場離脱に對し、被告側の上告を棄却、同政令の合憲性をみとめた。判決要旨は次のとおりである。

政令二〇一号は政府職員の争議行為を禁止する主旨のマ書簡により勅令五四二号(違憲でないとの判例あり)に基き政令として制定されたもので、憲法外において法的効力をもつものと認めなければならず形式的に違憲でない。つぎに公務員は一般の勤労者と違って、公共の福祉のため特別の取扱を受けることがあるのは当然で、憲法二八条の労働者の諸権利を制限したからといって同令が違憲だとはいえぬ。また争議権の禁止が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(憲法二五条)を奪うものでもなく、奴隸的拘束を公務員に加えるもの(これは憲法一八条で禁止されている)でもなく、実質的にも違憲でない。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---